

(案)

松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び 公共施設（2施設）で使用する電力供給契約書

- 1 件 名 松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設（2施設）で使用する電力供給(単価契約・長期継続契約)
- 2 場 所 松戸市和名ヶ谷1349番地の2 松戸市和名ヶ谷クリーンセンター 他2施設
- 3 仕 様 別紙「松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却仕様書」
別紙「松戸市役所本庁舎で使用する電力の供給仕様書」
別紙「東部クリーンセンターで使用する電力の供給仕様書」のとおり
- 4 契約金額 契約金額は各料金単価表のとおりとする。
- 6 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(売却及び供給期間)

令和6年4月1日から令和8年3月31日24時まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3第1項による長期継続契約

- 7 契約保証金

上記電力を各料金単価で購入することについて、発注者（甲）と供給者（乙）とは、次の各条項によって契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 松戸市根本387番地の5
氏 名 松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

乙 住 所
氏 名

松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び 公共施設（2施設）で使用する電力の供給契約（その1）

- 1 件 名 松戸市和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却（長期継続契約）
- 2 場 所 松戸市和名ケ谷1349番地の2
松戸市和名ケ谷クリーンセンター
- 3 仕 様 別紙「松戸市和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却仕様書」
のとおり
- 4 契約金額 契約金額は下記料金単価表のとおりとする。

料金単価表【消費税及び地方消費税相当額を含む】

種類	単価（円）	
夏季平日昼間電力量	1キロワット時につき	
その他季平日昼間電力量	1キロワット時につき	
その他電力量	1キロワット時につき	

5 基本条件

売却電圧	標準電圧 6,000ボルト
計量電圧	標準電圧 6,000ボルト
売却期間	令和6年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(電気事業法の遵守)

第1条 甲及び乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気事業法に定める所定の規則を遵守することとする。

(余剰電力の供給)

第2条 甲は、松戸市和名ヶ谷クリーンセンター（以下「本センター」という。）における発電電力から本センターで使用する電力を差し引いた余りの電力がある場合、その余りの電力（以下「余剰電力」という。）を乙に全量売却し、乙は、余剰電力の全量を購入し、その対価を甲に納付する。

2 売却期間内の余剰電力量が計画した余剰電力量に比べて増減がある場合でも、甲は乙に余剰電力の全量売却する。なお、計画と実績の差分電力量に係る費用は、別途清算しない。

(余剰電力売却上の協力)

第3条 甲及び乙は、この契約に係る余剰電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力する。

2 甲は、乙の要求に基づき余剰電力量の計画を乙に提出する。

3 余剰電力量が計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じるおそれがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知する。

(余剰電力売却の中止又は制限)

第4条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できる。

(1)甲が当該地域を管轄する一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により余剰電力を売却できない場合。

(2)甲の施設の事故又は運営上の都合による場合。

(3)その他保安上の必要がある場合。

(託送供給契約)

第5条 余剰電力の売却のため別途、乙と当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、乙の負担で託送供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出する。

2 甲は、発電者として託送供給契約を尊重し、乙に協力する。

3 託送供給契約に必要な費用が生じた場合は、乙が負担する。

(通信設備等の取付)

第6条 当該地域を管轄する一般送配電事業者との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担で設置する。

2 通信設備等の取付場所は、甲乙協議して、場所を選定し甲が提供する。

3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(計量及び算定期間)

第7条 余剰電力量の算定期間は、原則として、毎月1日から末日までの期間とする。

2 計量装置に不具合が生じた場合は、その時間内の余剰電力量についてその都度甲乙協議して決定する。

(料金の算定及びその納付)

第8条 乙が甲に納付する毎月の料金は、前条によって計量された余剰電力量を下記のとおり区分し、それぞれの料金単価を乗じて合計して得た額とする。

- (1)夏季平日昼間電力量は、夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間に売却した余剰電力量とする。
- (2)その他季平日昼間電力量は、その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間に売却した余剰電力量とする。
- (3)その他電力量は、夏季平日昼間電力量及びその他季平日昼間電力量以外の売却した余剰電力量とする。
- (4)休日等は、日曜日、法律に規定する休日（国民の祝日に関する法律等）、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。

2 甲は、上記により算定された当該月分の料金を原則として翌月の10日までに請求し、乙は、請求があった月の末日（ただし、その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）（以下「納期限」という。）までに納付する。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

3 納期限までに当該料金が納付されない場合は、その延滞日数につき、当該料金に年5パーセントの割合で計算して得た額を乙が、延滞料として甲に納付しなければならない。

(単位及び端数処理)

第9条 余剰電力の売却における料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は以下のとおりとする。

- (1)余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。
- (2)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

(記録)

第10条 甲は売却した余剰電力量を、乙は購入した余剰電力量をお互いに記録し、それぞれの要求によりその写しを送付する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1)期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2)契約解除の申し出があったとき。
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
- (4)契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。
- (5)契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。
- (6)乙が次のいずれかに該当するとき。乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員が次のいずれかに該当したとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により当該処分取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額は甲乙協議して定める。甲は、当該契約保証金又は担保をもって損害額に充当することができる。

3 この条の契約解除は、第8条の規定による延滞違約金の徴収をさまたげない。

（損害賠償）

第12条 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担し、その額は、甲乙協議して定める。

（秘密の保持等）

第13条 甲及び乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（環境に係る付加価値の帰属）

第15条 甲が売却した余剰電力は、非化石価値を含む。なお、関連する法律や制度が変更となる場合には、必要に応じ契約内容の変更を甲乙協議する。

（事情変更）

第16条 契約期間中において、天災事変等に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当であると認められるとき、法令等の改正があったとき、又はその他甲又は乙が必要と認めるときは、甲乙協議して、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(規則等の遵守)

第17条 乙は、この契約に定めるもののほか、松戸市財務規則及びその他の諸規定を遵守しなければならない。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第18条 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 甲は、乙が前項に違反したときは、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）の定めるところにより、指名停止措置を行う。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び 公共施設（2施設）で使用する電力供給契約（その2）

- 1 件名 松戸市役所本庁舎及び東部クリーンセンターで使用する電力の供給
(単価契約・長期継続契約)
- 2 供給場所 ①千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所本庁舎
②松戸市高塚新田352番地 松戸市東部クリーンセンター
- 3 仕様 ①別紙「松戸市役所本庁舎で使用する電力の供給仕様書」
②別紙「東部クリーンセンターで使用する電力の供給仕様書」のとおり
- 4 契約金額 契約金額は下記料金単価表のとおりとする。

料金単価表【消費税及び地方消費税額を含む】

施設（種類）	区分（単位）			単価(円)
松戸市役所本庁舎 (常時供給電力)	基本料金単価 (円/kW/月)			
	電力量料金単価 (円/kWh)	自己託送分料金単価	夏季	
			その他季	
	負荷追随分料金単価	夏季		
		その他季		

施設	区分（単位）			単価(円)
東部クリーンセンター	基本料金単価 (円/kW/月)			
	電力量料金単価 (円/kWh)	自己託送分 料金単価	夏季	
			その他季	
	負荷追随分 料金単価	夏季		
		その他季		

5 基本条件

① 松戸市役所本庁舎

常時供給電力	契約電力	1, 350kW
	供給電圧	標準電圧 6, 000V

②東部クリーンセンター

供給電力	常時電力 契約電力	330kW
	予備電力 契約電力	330kW
	供給電圧	標準電圧 6, 000V

(電気事業法の遵守)

第1条 甲及び乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）及び法に定める所定の規則を遵守することとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、履行期間内の予定数量に各料金単価を乗じて得た額の総和の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の各料金単価に予定数量を乗じて得た額の総和の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額を減額することができる。

(用語の定義)

第3条 この契約書において「一般送配電事業者」とは、法に定める一般送配電事業者であり、その電気供給区域内に松戸市役所本庁舎及び東部クリーンセンターを有する者をいう。

- 2 この契約書において「託送供給等約款」とは、乙と一般送配電事業者が本契約履行のために契約する契約約款をいう。
- 3 この契約書において「燃料費調整額」とは、東京電力エナジーパートナー(株)が定める燃料費調整額をいう。
- 4 この契約書において「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金をいう。
- 5 この契約書において「契約電力」とは、常時電力と予備電力のことをいう。
- 6 夏季とは7月1日から9月30日までの期間のことをいう。
- 7 その他季とは10月1日から翌年の6月30日までの期間のことをいう。

(電気供給の休止)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲乙協議して、一部又は全部の電気供給を休止できることとする。

- (1) 一般送配電事業者が所有する電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずる恐れがある場合
- (2) 一般送配電事業者が所有する電気工作物の修繕、変更その他工事、保安上やむをえない場合

(計量)

第5条 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量することとする。

- 2 最大需要電力は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器による30分最大需要電力計により計量される値とする。
- 3 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うこととする。
- 4 乗率倍を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍することとする。
- 5 計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合には、甲乙協議して決定する。
- 6 前5項の計量結果について、乙は甲の確認を受けるものとする。

(支払金額)

第6条 毎月の支払金額は、上記料金単価表に基づき、松戸市役所本庁舎は、以下(1)から(5)まで、東部クリーンセンターは、以下(1)から(6)までの算出式によって求めた額の合計額とする。(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。)

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、東京電力エナジーパートナー(株)の高圧の標準メニュー(市場調整ゼロプラン・2024年4月開始)を準用するものとし、単価は、同社が公表する単価とする。

(1)基本料金

契約電力(kW)×基本料金単価(円/kW/月)

(2)電力量料金(自己託送料金)

当該月における自己託送電力量(kWh)×自己託送分料金単価(円/kWh)

(3)電力量料金(負荷追従分料金)

当該月における自己託送電力量を除く使用電力量(kWh)×負荷追従分料金単価(円/kWh)

(4)燃料費調整額

当該月における自己託送電力量を除く使用電力量(kWh)×燃料費調整費(円/kWh)(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該月における自己託送電力量を除く使用電力量(kWh)×再生可能エネルギー発電促進賦課金(円/kWh)(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(6)予備線料金(東部クリーンセンターのみ適用)

予備電力の契約電力(kW)×基本料金単価(円/kW/月)×5%

- 2 常時電力基本料金については、力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、1パーセント割増しとする。

(料金の算定)

第7条 料金の算定期間は、毎月1日0時から当該月末日24時までの期間とする。

- 2 料金は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、算定期間を「一月」とする。

- (1) 月の途中で電気供給を開始、再開、休止、もしくは停止し(未使用の場合を除く)、又は本契約が消滅した場合。
- (2) 月の途中で契約条件を変更したことにより料金に変更があった場合。
- (3) 前各号の場合の基本料金の算定は日割り計算とする。

(料金の支払い)

第8条 電気料金は、第4条第6項の甲の確認終了後、乙から適法な支払請求書を甲が受理した日から起算して原則として30日以内にこれを支払うものとする。

2 電気料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項及び第8条第2項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した額を延滞利息として乙に支払うものとする。

第9条 前条による支払の場所は、松戸市指定金融機関とする。

(単位及び端数処理)

第10条 本契約の定めにより最大需要電力、使用電力量その他の算定を行う場合の端数処理は、以下のとおりとする。

- (1) 契約電力、使用電力量の単位はキロワット(kW)及びキロワット時(kWh)とし、その端数は小数第1位で四捨五入とする。
- (2) 力率の単位はパーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。
- (3) 料金、その他の計算における単位は円とし、その端数は切捨てとする。

(契約電力の決定及び変更)

第11条 使用する負荷設備及び受電設備の内容を基準として甲乙の協議のもと決定する。

(契約超過)

第12条 甲が契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態が不相当と認められる場合には、甲乙速やかに協議して、契約電力を適正なものに変更することとする。

2 最大需要電力が契約電力を超過した場合、甲は、超過料金として、以下の算定式により算定された金額を乙の請求に応じて支払うこととする。

$(\text{契約超過電力}) \times (\text{基本料金率}) \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5$

(力率の保持)

第13条 甲は負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率にならないように努めることとする。

(契約の消滅変更による料金の精算)

第14条 甲が契約電力を新たに設定又は増加後に、本契約が消滅する場合もしくは甲が契約電力を減少する場合において、乙が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、乙はその精算金を甲に請求できるものとする。また、工事費の精算を求められる場合についても同様とする。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないこととする。

(電気供給に伴う工事費の負担)

第15条 甲が新たに電気を使用し、又は契約電力を増加する場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又は甲の希望により供給設備を変更する場合において、乙が託送

供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、乙は、甲にその負担金を請求できるものとする。

2 電気供給に必要な設備の一部又は全部を施設した後、甲の都合により供給開始にいたらないで本契約を廃止又は変更される場合は、乙は託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用を甲に請求できるものとする。

(保安)

第16条 本契約に基づく甲の電気工作物については、甲が善良なる管理者として保安を図るものとする。なお、甲は、電気工作物等に故障その他の不具合が生じていることが認められた場合、速やかに乙及び一般送配電事業者に報告することとする。

(電気供給の停止)

第17条 甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は甲への電気供給を停止することができる。なお、この場合には、電気供給の停止の5日前までに甲に予告することとする。

- (1) 電気料金を支払期日より20日経過してもなお支払わない場合。
- (2) 支払いを要することとなった延滞利息など託送供給等約款に基づいて生じる電気料金以外の金銭債務を支払わない場合。
- (3) 甲の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合。
- (4) 甲又はその使用人等が不正に電気を使用した場合。
- (5) その他、託送供給等約款に基づき甲への電気供給が相応しくないと乙が判断した場合。

(催告による解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

(催告によらない解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙が第21条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 乙が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - チ 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。
- 2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項第9号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条及び前2項の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除）

- 第20条 甲は、業務が完了するまでの間は、第18条又は第19条に規定する場合のほか、必要と認める場合には、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の催告による解除）

- 第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではな

い。

- 2 前項に定める場合は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第22条 第18条又は第19条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、履行期間内の予定数量若しくは予定回数に料金単価を乗じて得た額に当該消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算した額の100分の10に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲の受けた損害額がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。ただし、甲が乙の責に帰すべき事由がなく、やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(損害のために必要を生じた経費)

第24条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、非常変災等不可抗力によるものを除き、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持等)

第25条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。本契約の終了後も同様とする。

(事情変更)

第条 契約期間中において、天災事変等に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当であると認められるとき又は、法令等の改正があったときその他甲または乙が必要と認めるときは、甲乙協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。ただし、料金単価については、一般送配電事業者が定める単価の増減率を超えないこととする。

(甲の損害賠償請求及び談合等不正行為に係る賠償金の支払い)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第16条又は第17条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であ

るとき。

- 2 乙は、第19条第1項第9号へからチのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として履行期間内の予定数量若しくは予定回数に料金単価を乗じて得た額に当該消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算した額の10分の2に相当する額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条第1項第9号へ又はトにおいて、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

- 第27条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。
- 2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（賠償金等の徴収）

- 第28条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。
- 2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の変更等）

- 第29条 甲は、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第30条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(一般的損害等)

第31条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。

(損害賠償の免責)

第32条 非常変災、その他保安上の必要がある場合など、乙の責めとならない理由により、電気供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止したときは、乙は、甲が受けた損害について損害賠償の責任を負わない。

2 第17条により電気供給を停止したときは、乙は、甲の受けた損害について損害賠償を負わない。

3 乙の責めとならない理由により、漏電その他の事故が生じたときは、乙は、甲が受けた損害について損害賠償の責任を負わない。

4 前3項のほか、託送供給等約款による乙の免責規定はこれを適用する。

(機密の保持)

第33条 甲及び乙は互いに、本契約締結及び遂行に際して業務上知りえた相手方の機密情報、本契約の内容、及び託送供給等約款の内容を相手方の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

また本契約終了後においても、同様とする。

(事情変更)

第34条 契約期間中において、天災事変等に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当であると認められるとき、法令等の改正があったとき、又はその他甲又は乙が必要と認めるときは、甲乙協議して、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(権利義務の譲渡等)

第35条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(規則等の遵守)

第36条 乙は、この契約に定めるもののほか、松戸市財務規則及びその他の諸規定を遵守しなければならない。

(協議事項等)

第37条 本契約条項について疑義が生じたとき、又は本契約条項に定めのない事項について必要が生じたときは、法令及び託送供給等約款に基づくほか、甲乙が信義誠実の原則に従い協議して定めることとする。